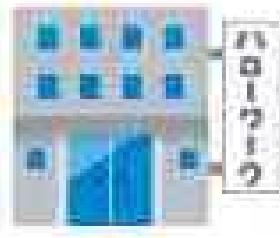


事業主の皆さんへ

「求人者マイページ」の開設はお済みですか？

求人者マイページとは、会社のパソコンからハローワークへの求人申込みや内容変更、その他求人に関するサービスをご利用いただける求人者向けの専用ページです。

こんなに楽なら
もっと早くやれば
よかった！



来所は不要



この他にも様々な機能があります。



厚生労働省HP

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20400.html)

★マイページ開設について

下記アドレス宛てに必要事項をご記入のうえメール送信してください

マイページを開設するには、事前にハローワークでID（メールアドレス）を登録する必要があります。

ご希望の場合は、下記アドレス宛てに、

①ID（メールアドレス）、②事業所名、③適用事業所番号、④ご担当者の氏名、連絡先
をご記入のうえメールにて送信してください。

【メールの送信先】管轄のハローワークへご確認ください。 (送信間違いの無いようご確認ください)

メールの送信の場合、追ってハローワークからID（メールアドレス）登録をした旨のご連絡をさせていただきます。

★ハローワークからID（メールアドレス）登録の連絡後、マイページ開設に使用するパスワードの登録が必要です。登録方法は裏面をご覧ください。

※アカウントとして登録するID（メールアドレス）は担当者個人のアドレスではなく事業所のアドレス（組織的で共有可能なアドレス）を推奨します。

★求人者マイページ パスワードの登録方法 【ハローワークでのID登録後の作業】

ハローワークインターネット
サービス



- ① 『ハローワークインターネットサービス』にアクセスし
「求人者マイページ開設（パスワード登録）」からパスワードを登録してください。



- ② 「プライバシーポリシー」「マイページ利用規約」の画面が表示されるので確認のうえ同意する。
- ③ メールアドレスの入力画面が表示されるためハローワークで登録されたメールアドレスを入力ください。
※入力したメールアドレス宛に「認証キー」が記載されたメールが届きます（50分有効）。
※メールの受信制限をしている場合は「system@mail.hellowork.mhlw.go.jp」からの受信を許可してください。
- ④ 登録するパスワードと「認証キー」を入力し、パスワードの登録を行ってください。
- ⑤ マイページが開設されました。今後は、ログイン画面より「ID（メールアドレス）」と「パスワード」を入力してください。

★求人者マイページ利用に当たっての留意事項

詳細は、「ハローワークインターネットサービスにおける求人者マイページおよび求職者マイページの利用規約」および「プライバシーポリシー」をお読みください（ハローワークインターネットサービスからご確認いただけます）。

マイページの操作方法は、「求人者マイページ利用者マニュアル」をご覧ください。

★ハローワークインターネットサービスやマイページの操作方法に関する お問い合わせ【ヘルプデスク】

TEL : 0570-077450

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。

※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

Mail : helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp



助成額

契約料金(月額利用料×契約月数)×**60%**

人材開発支援助成金

(人への投資促進コース)

定額受け放題(サブスクリプション型)訓練は
助成金の対象訓練です！！サブスクリプション型訓練とは？**定額制受け放題研修サービスのこと**定額の月額利用料で様々な研修から
受けたい講座を選んでeラーニングで受講

広島労働局・ハローワークは人材開発支援助成金の活用を推進しています。

[人材開発支援助成金] 人への投資促進コース(定額制訓練)

e ラーニングで提供される「定額制受け放題研修サービス」を従業員に受けさせた場合に契約料などを助成する制度

定額制受け放題研修サービスとは

月々定額で数百～数千の研修コンテンツが受け放題となるサービス
契約金額やコンテンツ数、研修内容は提供事業者によって異なる

e ラーニングとは

P C やタブレットを活用した遠隔講習であつて、訓練の受講管理のためのシステム（L M S）により、進歩管理等が行えるもの

★助成金支給額★

月額料金×契約月数（+対象となるオプション経費）×60%

※対象となるオプション経費
初期設定費用／アカウント利用料／修了証発行費用／I D追加費用など

※大企業の場合45%になります。

【契約例①】

サービス提供事業者 A
初期設定費用 110,000円（税込）
月額利用料 1～50名 27,500円
51～100名 49,500円

事業所 B の場合（中小企業）

従業員数：30人
契約期間：8ヶ月
助成額：
 $110,000\text{円} + (27,500\text{円} \times 8\text{ヶ月}) \times 60\% = 198,000\text{円}$

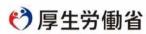
【契約例②】

サービス提供事業者 Z
月額利用料 19,800円
I D追加費用（30名までは月額に含む）
31～100名 500円/I D数
101名～ 400円/I D数
初期設定費用なし

事業所 Y の場合（中小企業）

従業員数：75人
契約期間：12ヶ月
費用総額：45名（31名以上分）×500円 + 19,800円 = 42,300円
助成額：
 $42,300\text{円} \times 12\text{ヶ月} \times 60\% = 304,560\text{円}$

※助成金の申請には他にも要件があります。
詳しくは下記までご相談ください。



広島労働局職業安定部 職業対策課
TEL (082) 502-7832

広島県内ハローワークでもご相談
いただけます！

※申請にあたっては助成金を受ける事業主が支給要件等を必ず把握した上で申請してください。

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の助成率を引き上げるなど制度の改正を行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。このリーフレットでは、人への投資促進コースにおいて、令和4年12月2日から施行される主な改正内容についてご紹介しています。

＜令和4年12月2日の主な改正内容＞

訓練コース名	対象者・対象訓練	共通の見直し	各コースの見直し
人への投資促進コース	雇用保険被保険者を対象とした定額制サービスによる訓練など	1 助成限度額の引き上げ	2 定額制訓練の助成率の引き上げ及び対象訓練の緩和 3 自発的職業能力開発訓練の助成率及び助成限度額の引き上げ 4 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練の追加

1 助成限度額の引き上げ

人への投資促進コース（成長分野等人材訓練を除く）の1事業所が1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に受給できる助成限度額を、1,500万円から2,500万円に引き上げました。

2 定額制訓練の助成率の引き上げ及び対象訓練の緩和

【変更点1】

経費助成率を以下のとおり引き上げました。

中小企業	大企業	中小企業	大企業
45% (+15%)	30% (+15%)	60% (+15%)	45% (+15%)

※（）内の助成率は生産性要件を満たした場合に加算される率です。

【変更点2】

訓練の実施目的が、職務に間接的に必要となるスキルや共通的なスキルを習得させるものである場合は、経費助成の対象となりませんが、これらに該当する場合であっても、企業内においてデジタル・DX化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるために実施する教育訓練である場合は、経費助成の対象としました。

3 自発的職業能力開発訓練の助成率及び助成限度額の引き上げ

【変更点1】

経費助成率を、**30%から45%**（生産性要件を満たした場合はそれぞれの経費助成率に15%を加算）に引き上げました。

【変更点2】

自発的職業能力開発訓練の1事業所が1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に受給できる**助成限度額を、200万円から300万円**（※）に引き上げました。

※ 表面「1 助成限度額の引き上げ」に記載をした、人への投資促進コース（成長分野等人材訓練を除く）の助成限度額2,500万円のうち、自発的職業能力開発訓練の助成限度額は300万円となります。

4 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練の追加

支給対象訓練に、国のデジタル人材育成プラットフォーム「マナビDX（デラックス）」（※1）に掲載されている講座のうち、**講座レベルがITSS（※2）レベル4相当又は3相当に区分される講座を支給対象訓練に位置付けました。**

※1 経済産業省と（独）情報処理推進機構（IPA）により、デジタル人材の育成を推進するため、デジタル知識・能力を身につけるための実践的な学びの場として開設されたポータルサイト。

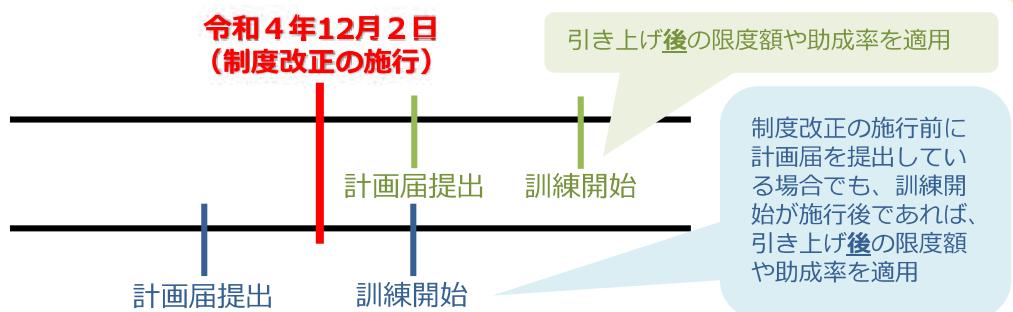
マナビDX：<https://manabi-dx.ipa.go.jp/>

※2 IPAが公表する各種IT関連サービスの提供に必要とされる能力を明確化・体系化した指標。

〈ATTENTION〉

各助成限度額の引き上げや経費助成率の引き上げについては、令和4年12月2日よりも前に訓練実施計画届を提出している場合でも、**訓練開始日が12月2日以降**である場合は、**引き上げ後の助成限度額や経費助成率が適用されます。**

（引き上げ後の限度額等が適用される例）



本助成金のご利用にあたりご不明な点は、管轄の労働局・ハローワークにお問い合わせ下さい。また、人材開発支援助成金では、上記の改正に加え、令和4年12月2日から**「事業展開等リスクリング支援コース」を新設**しています。詳細については厚生労働省HPをご覧ください。

雇用関係助成金 受付窓口一覧
(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/kyufukin/d01-1.html



人材開発支援助成金

検索



都道府県労働局・ハローワーク

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さんへ

人材開発支援助成金に 事業展開等リスクリング支援コース を創設しました

人材開発支援助成金「事業展開等リスクリング支援コース」は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成
- ② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン化**に対応した人材の育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度です。

助成率・助成額などは
裏面をご覧下さい→

► 「事業展開」とは、例えば…

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業や業種の転換や、既存事業の中で製品の製造方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

- 例：
- ・新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する
 - ・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する
 - ・繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する
 - ・料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

► 「デジタル・DX化」とは、例えば…

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

- 例：
- ・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた
 - ・アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした
 - ・顔認証やQRコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した 等

► 「グリーン・カーボンニュートラル化」とは、例えば…

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO₂等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

- 例：
- ・農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した
 - ・風力発電機や太陽光パネルを導入した 等

人材開発支援助成金

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



支給対象訓練

- ① 助成対象とならない時間を除いた訓練時間数が**10時間以上**であること
- ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ **職務に関連した訓練であって以下のいずれかに該当する訓練であること**

- i 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
- ii 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「事業展開等実施計画」（様式第2号）を訓練実施計画届と併せて提出する必要がありますので、取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注：「事業展開」は、訓練開始日から起算して、3年以内に実施する予定のものまたは6か月以内に実施したものである必要があります。

助成率・助成額

① 助成率・助成限度額

経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	960円	480円	1億円

② 受講者1人あたりの経費助成限度額

10h以上100h未満		100h以上200h未満		200h以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

本助成金では、助成金を活用する上で、支給対象事業主の要件などを設定しています。また、本助成金を活用して人材育成を行う場合は、訓練開始日から起算して1か月前までに、事業所所在地を管轄する都道府県労働局に計画届を提出する必要がありますので、ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局の助成金申請窓口にお問い合わせください。

申請手続き等に関する問い合わせ先

■各都道府県労働局の助成金申請窓口

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>

